

(平成24年5月23日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認茨城地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

7 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 5 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年3月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年3月から61年3月まで

ねんきん定期便を確認したところ、昭和53年3月から61年3月までの国民年金保険料が未納となっていた。

申立期間当時は家族で商売をしており、国民年金保険料については、納税組合を通じて納付していた。昭和58年2月に結婚してからは妻と二人分の保険料を納付していた。

このため、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人よりも前に国民年金手帳記号番号が払い出されている者の厚生年金保険被保険者資格喪失日が昭和61年9月16日であることが確認できることから、申立人が国民年金の加入手続を行ったのはこれ以降であると考えられ、この時点において、申立期間の大半については、時効により国民年金保険料を納付することができない。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、納税組合を通じて納付していたとしているが、上述のとおり、申立人が国民年金の加入手続を行ったのは昭和61年9月以降であると考えられることから、この時点において時効となっていない申立期間の一部についても、過年度納付となるため納税組合を通じて納付することはできない。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、後からまとめて納付したことはないとしているところ、オンライン記録により、申立人には昭和62年7月6日に過年度納付書が作成されていることが確認できる上、61年4月以降は付加保険料を納付しているため現年度納付であることが確認できる

ことから、62年7月6日の時点において、昭和60年度については、過年度納付が可能であったが、納付していなかったものと推認できる。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえず、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年6月から50年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年6月から50年5月まで

年金事務所に国民年金保険料の納付記録を確認したところ、申立期間の保険料の納付事実が確認できなかった。20歳になった昭和47年*月頃に、母が加入手続きを行い、申立期間の保険料については付加保険料を含めて全て納付していたはずである。

このため、申立期間の国民年金保険料の納付事実が確認できないことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「20歳になった昭和47年*月頃に、母が私の国民年金の加入手続きを行ってくれた。」と主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は51年10月22日にA市区町村に払い出されていることが確認できることから、申立人はこれ以降に国民年金の加入手続きを行ったものと考えられる上、同市区町村の国民年金被保険者名簿により、申立人は会社を退職後の同年9月1日付けで国民年金の被保険者資格を初めて取得していることが確認でき、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は、「申立期間当時は大学生であったが、20歳からの国民年金加入が義務付けられていたので加入した。」と主張しているが、申立期間当時の学生については任意加入対象期間であり、そのため、遡って資格取得することができない期間である。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、付加保険料も含めて納付していたと主張しているが、オンライン記録により、申立人及びその母親並びに申立人の兄について、昭和52年9月から付加保険料の納付を開始し

ていることが確認できる。

加えて、申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付について、その母親が行ったと主張しているが、その母親は既に他界しており、申立人は当該加入手続及び保険料納付に直接関与していなかったことから、加入及び納付状況が不明である上、申立人が申立期間について保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

茨城厚生年金 事案 1913（事案 684、973 及び 1308 の再申立て）

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 3 月 2 日から 50 年 2 月 1 日まで
② 昭和 50 年 2 月 16 日から同年 4 月 1 日まで
③ 昭和 50 年 9 月 1 日から 51 年 1 月 20 日まで

前回、第三者委員会に申立てをした A 社に勤務していた昭和 47 年 3 月 2 日から 50 年 2 月 1 日までの期間及び同年 2 月 16 日から同年 4 月 1 日までの期間並びに B 社に勤務していた同年 9 月 1 日から 51 年 1 月 20 日までの期間について、第三者委員会から記録を訂正できない旨の回答を受けた。双方の会社とも、夫は給与から厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第 3 委員会の判断の理由

A 社に係る申立期間①及び②については、雇用保険の記録及び取締役の証言から、申立人が勤務していたことは認められるが、i) 事業所側に関連資料が保存されていない上、ほかの同僚の具体的な証言も無いこと、ii) 同社の作業所所長の記録も、入社後 3 年程度経過後に被保険者資格を取得していること、iii) 申立期間②中に同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることなどから、また、B 社に係る申立期間③については、雇用保険の記録及び同僚の証言から、申立人が勤務していたことは認められるが、i) 同僚から、申立期間③当時、会社に社会保険の制度は無く、保険料控除も無かった旨の証言が得られたこと、ii) オンライン記録上も同名及び類似の事業所が適用事業所として見当たらないことなどから、既に当委員会の決定に基づく平成 22 年 1 月 27 日付け、同年 9 月 8 日付け及び 23 年 2 月 9 日付け年

金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人の妻から新たな資料の提出があったが、いずれも各申立期間に関連するものではないことから、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は認められない。

また、ほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が、厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

茨城厚生年金 事案 1914

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 5 月 7 日から 13 年 5 月 6 日まで
年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた平成 11 年 5 月 7 日から 13 年 5 月 6 日までの期間について、加入記録が無い旨の回答を受けた。

私は、A社の倒産時（当時 60 歳）まで正社員として勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

労働局に照会したところ、申立人はA社において、昭和 44 年 6 月 26 日に雇用保険被保険者資格を取得し、平成 11 年 5 月 6 日に離職していることが確認できる。

また、オンライン記録により、A社は平成 11 年 5 月 7 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなったことが確認できる。

さらに、A社に係る閉鎖商業登記簿によると、同社は平成 11 年 6 月 4 日にB地方裁判所から破産宣告を受け、同年 6 月 8 日に破産登記をしていることが確認できる。

その上、A社の元事業主に照会したところ、同社は平成 11 年 5 月 7 日には倒産しているため、13 年 5 月 6 日まで勤務していたというのは申立人の勘違いであると思うとの回答が得られ、同社の元取締役にも照会したところ、同社の倒産は 11 年 5 月 7 日で間違いなく、申立人が同社の倒産後も継続して勤務していたはずはないとの回答が得られた。

加えて、オンライン記録により、申立人の妻は、平成 11 年 5 月 7 日付けで国民年金の被保険者資格を第 3 号から第 1 号（強制資格）に切り替えていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

茨城厚生年金 事案 1915 (事案 689 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 5 月 1 日から 34 年 6 月 1 日まで
A 市区町村の会社 (事業所名は不明) に勤務していた昭和 33 年 5 月から 34 年 5 月までの期間について、前回、第三者委員会から記録の訂正は認められない旨の回答を受けた。

事業所名は不明であるものの、私は A 市区町村にあった会社で正社員として勤務していたことは間違いないので、申立期間に厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人は、A 市区町村内の会社に勤務していたと主張しているが、事業所名及び同僚の氏名を記憶していないことから、当時の勤務状況等について、事業所からの回答及び同僚からの証言を得ることができないこと、ii) 申立人は、申立期間に勤務していた会社の取引先として B 社を挙げていることから、同社に照会したところ、申立期間当時の資料は残存していないとしており、当時の同社の取引先について確認できない旨の回答であったため、申立人が勤務していたとする事業所を特定することができないこと等を理由に、既に当委員会の決定に基づく平成 22 年 2 月 17 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、自身が勤務していたとする会社の当時の工場長の姓を新たに挙げているが、姓のみであるためオンライン記録で検索することはできず、氏名及び連絡先が不明であるため照会をすることができない。

また、A 市区町村内の同業会社で、申立期間に厚生年金保険の適用を受けていた全事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認しても、申立人が当時の工場長であったとした被保険者は見当たらない。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が、厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

茨城厚生年金 事案 1916（事案 689 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 5 月頃から 36 年 1 月頃まで
A社に勤務していた昭和 35 年 5 月頃から 36 年 1 月頃までの期間について、前回、第三者委員会から記録の訂正は認められない旨の回答を受けた。しかし、私はA社で工場長として勤務していたことは間違いないので、申立期間に厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人は、A社に勤務していたと主張しているが、オンライン記録により、同社は昭和 38 年 3 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できること、ii) 同社に照会したところ、申立期間当時の資料は残存していないため、申立人に係る当時の勤務状況等について確認できない旨の回答が得られたこと、iii) 申立人は申立期間当時の同僚の氏名を記憶していないほか、当時の事業主は既に他界していることから、申立人に係る当時の勤務状況等について具体的な証言を得ることができないこと等を理由に、既に当委員会の決定に基づく平成 22 年 2 月 17 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人が申立期間当時の同僚であるとして名前を挙げた 3 人のうち、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）において被保険者記録が確認でき、連絡先の判明した 1 人に照会したところ、申立人は同社に勤務していたが、同社が厚生年金保険の適用を受ける前に退職したとの証言が得られた。

また、申立人が名前を挙げた同僚 3 人のうち、上記証言が得られた者以外の 2 人については、申立人同様、A社に係る被保険者名簿に名前が見当たらない。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が、厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

茨城厚生年金 事案 1917

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年8月22日から平成元年10月9日まで
年金事務所に夫の厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、A社(現在は、B社)に勤務していた申立期間に係る標準報酬月額が実際の金額と相違していることが判明した。

このため、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

B社に照会したところ、申立期間当時の資料は残存していないため、申立人の標準報酬月額等について確認することができない旨の回答が得られた。

また、申立人の妻が名前を挙げた同僚4人のうち、存命中で連絡先の判明した3人に照会したところ、回答の得られた2人からは、申立人の標準報酬月額について具体的な証言が得られなかった。

さらに、申立人の妻は、「A社において、夫の給与の額は、同僚の中で一番であった。」と主張しており、それを申立ての根拠の一つとしているが、申立人の妻が名前を挙げた同僚4人及び申立人の厚生年金保険被保険者資格取得日の前後2年以内に資格を取得し、10年以上加入している同僚7人の合計11人の標準報酬月額をオンライン記録により確認したところ、現在の記録においても、申立人が申立期間の大半において、他の者より高い金額となっていることが確認できる。

加えて、A社に係る厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録によると、申立人の被保険者記録について遡及して訂正された形跡はなく、記録管理に不自然さはうかがえない。

このほか、申立人が申立期間についてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間についてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。